

長浜市国土強靱化地域計画

令和7年2月改定

長浜市

<目次>

第1章 計画策定の趣旨・位置付け

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 長浜市国土強靱化地域計画の位置付け・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 長浜市国土強靱化地域計画の基本的な考え方

- 1 地域計画の対象とするリスク・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第3章 本市の地域特性

- 1 長浜市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第4章 脆弱性評価

- 1 評価の方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定・・・・・・・・・・ 8
- 3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価 10
- 4 重要業績指標（KPI）の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第5章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

- 1 個別施策分野別の推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 横断的施策分野別の推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第6章 計画の推進と不断の見直し

- 1 国土強靱化の取組姿勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2 適切な施策の組み合わせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 3 効率的な施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 4 計画の進捗管理、計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

別紙資料1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果・・・ 25

別紙資料2 個別・横断的施策分野別重要業績指標（K P I）一覧・・・ 37

第1章 計画策定の趣旨・位置付け

1 計画策定の趣旨

国では、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を活かし、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害に対する備えとして、災害により致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」といいます。）を公布・施行するとともに、平成26年6月に国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定し、強靱な国づくりを進めています。

また、滋賀県では、平成28年12月に基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画である「滋賀県国土強靱化地域計画」を策定し、滋賀県の強靱化を推進されています。

本市では、これまでも防災（洪水・地震・原子力災害）ハザードマップの配布、地域防災計画の見直し、業務継続計画の策定など、防災対策を進めてきましたが、少子高齢化の進行と人口減少による地域防災力の低下や社会資本の更新時期の集中による今後の投資余力の低下など、地域を取り巻く課題がある中で、これまでの災害の経験を活かし、今後想定される大規模自然災害に対する事前防災・減災に取り組んでいく必要があります。

そこで、人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を持った災害に強いまちづくりを推進するため、「長浜市国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定するものとします。

2 長浜市国土強靱化地域計画の位置付け

地域計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国の基本計画、滋賀県国土強靱化地域計画との調和を図りつつ、本市の市政の基本方針である「長浜市総合計画」とも整合を図り、本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付けます。

3 計画期間

地域計画が対象とする期間は、令和7年度から令和11年度の5年間とします。

なお、今後の社会経済情勢の変化や、国や県などの国土強靱化に関する施策の進捗状況等を考慮しつつ、計画期間中であっても適宜見直しを検討します。

第2章 長浜市国土強靱化地域計画の基本的な考え方

1 地域計画の対象とするリスク

地域計画が対象とするリスクは、重大な被害が想定される「大規模地震」、「風水害」、「原子力災害」及び「雪害」といった大規模災害とし、このリスクにより「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

2 基本目標

地域計画における基本目標として、次のとおり定めます。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図る
- (4) 迅速な復旧復興

3 事前に備えるべき目標

大規模地震、風水害、原子力災害及び雪害の発生を想定して、基本目標を具体化した6つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第3章 本市の地域特性

1 長浜市の概要

(1) 位置及び面積

長浜市は、滋賀県の東北部に位置し、北は福井県、東は岐阜県に接しています。周囲は伊吹山系の山々と、ラムサール条約の登録湿地でもある琵琶湖に面しており、中央には琵琶湖に注ぐ姉川や高時川、余呉川等により形成された豊かな湖北平野と水鳥が集う湖岸風景が広がり、県内でも優れた自然景観を有しています。

また、北國街道やこの街道と中山道を結ぶ最短経路であった北國脇往還沿道や、戦国時代を偲ばせる長浜城や小谷城跡、賤ヶ岳、姉川古戦場をはじめ、竹生島の宝厳寺や渡岸寺の国宝十一面観音をはじめとする数多くの観音が祀られる観音の里など、すぐれた歴史的遺産を有しています。

この地域は、京阪神や中京、北陸の経済圏域の結節点としての位置にあり、京都市や名古屋市からはおおよそ60キロメートル圏域、大阪市からはおおよそ100キロメートル圏域にあり、JR北陸本線・湖西線や北陸自動車道を主な広域交通軸として、これらの経済圏域と利便性高く結びついています。

長浜市の総面積は681.02km²（うち琵琶湖の面積が142.42km²）であり、滋賀県全体のおよそ17.0%を占めています。



(2) 地形

本市は、滋賀県の東北部に位置し、地形は市域中央部を流れる姉川、高時川及び余呉川により形成された低地と市域東部、東北部及び北部の山地部に大別されます。

① 山地・山麓地

市域の北部から東北部、東部にかけて連なる山地は、標高 1,317m の金糞岳が最高点であり、高度約 200～300m の稜線部に緩斜面がみられる。山地部には大きな谷が発達し、その幅広い谷の中を先端まで谷底平野が入り込んでいます。

② 低地

低地部は、東部及び東北部の山地部から西方の琵琶湖までの間で、姉川、高時川、草野川、田川、余呉川等により形成された扇状地性の低地とその前面の三角州及び谷底平野と扇状地に区分されます。

ア 谷底平野

谷底平野は、東浅井山地から流下する姉川、草野川、田川、及び福井県境の山地から流化する高時川、余呉川に沿って分布しています。

イ 後背湿地・デルタ

後背湿地・デルタは、姉川、高時川、余呉川により形成された扇状地性の低地及び沖積平野で、市域の山麓部から琵琶湖の間で西側に緩傾斜して分布しています。

ウ 扇状地、砂礫台地

扇状地及び砂礫台地は、洪水時に河川によって運ばれた土砂の堆積によって形成された微高地及び台地で、谷底平野と後背湿地・デルタの間に分布しています。

エ 自然堤防

自然堤防は、洪水時に河川によって運ばれた土砂の堆積によって形成された天井川沿いの微高地であり、市域を琵琶湖に向かって流れる各河川沿いに分布しています。

オ 埋立地・干拓地

埋立地・干拓地は、水面下の部分を盛土又は排水して陸化した土地であり、湖岸沿いに一部が分布しています。

カ 砂州・砂丘

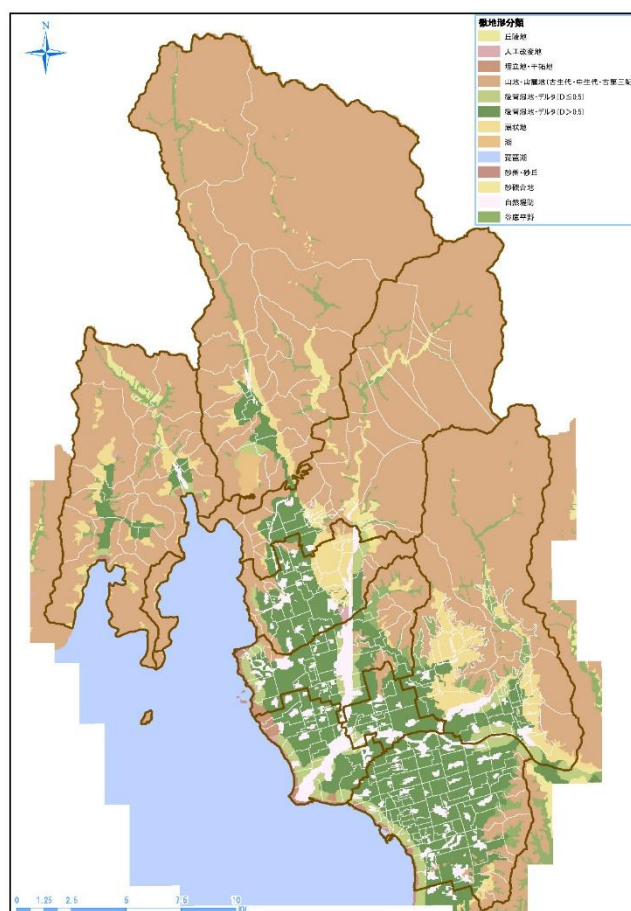
砂州・砂丘は、波の作用により湖岸部に形成された微高地であり、湖岸部に分布しています。

キ 人工改変地

人工改変地は、人為的に地形面の改変を行っているところであり、湖岸沿いに一部が分布しています。

③ 丘陵地

標高が比較的小さく、起伏量が概ね 200 メートル以下の斜面からなる土地です。



(3) 地質

本市の地質は、下位より湖北山地等を構成する基盤岩である中・古生層と、これを覆う洪積層及び沖積層よりなります。

近江盆地の中央部を占める琵琶湖は、約 600 万年前三重県北西部の伊賀盆地付近に基盤岩の沈降で生まれ、その後沈降運動の中心の移動とともに、次第に北部から北東部に移り、滋賀県南東部の甲賀地域を経て、約 100 万年前にほぼ現在の位置に誕生しました。市東部の山地には、固結した基盤岩が露出し、平野の地下には琵琶湖の沈降運動で堆積した更新統(洪積層)の琵琶湖層群が、表層には完新統(沖積層)が堆積しています。

① 中・古生層

市域東部の山地は、琵琶湖(近江盆地)の基盤をなす中・古生層からなります。古生層は、砂岩、頁岩、チャート等の互層で構成され、石灰岩や輝緑凝灰岩が混じっています。未風化部は、強固な岩石であるが、山地の尾根部では強く風化をうけて軟質化し、特に稜線部は、赤褐色粘性土質強風化岩で厚く被われています。強風化岩は、掘削が容易なことから、平坦化されたものもあります。

② 洪積層

近江平野には、基盤岩を覆う洪積層が分布している。本層は、主によく締まった砂礫よりなり、本市域では地表に露出していません。

③ 沖積層

沖積層は、平野の表層に堆積している最も新しい地層であり、現在も河川等の堆積作用が及んでいる地層です。この地層は、未固結の泥、砂等よりなり、軟弱な地盤である。特に湖岸部は、締まりの緩い砂層が多くなっています。

④ 地質構造、断層

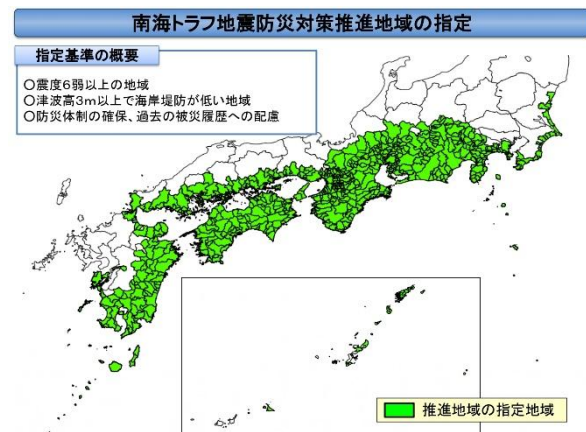
市域東部の伊吹山南山麓を北西から南北方向に関ヶ原断層、北方の姉川支流の草野川沿い南北方向に醍醐断層等が通り、近江盆地の北東縁を切る柳ヶ瀬断層が柳ヶ瀬トンネル付近から北陸自動車道沿いに南東方向の虎姫に達する。これらは、いずれも活断層であり、活断層は、地震の被害だけではなく、急峻な山地地形の成因ともなっており、その周辺地域では、地滑りや斜面崩落などの危険性が高くなっています。明治

42 年の姉川地震は、柳ヶ瀬断層の南端付近で発生しました。

また、近い将来その発生が危惧されている南海トラフ地震においては、県内全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。



(※活断層の位置は、「新編日本の活断層分布図と資料(1991 活断層研究会編：財団法人東京大学出版会)」を参考とした)



(4) 気象

本市は、南は伊勢湾、北は若狭湾によって本州で一番狭くなった滋賀県の北部に位置します。滋賀県は、中央には総面積の6分の1を占める琵琶湖があり、周囲は比良山脈、鈴鹿山脈など1,000mを越える山々で囲まれているので、その気候にはかなりの相違があります。特に冬季にその差が著しいが、これは冬季に卓越する北西季節風の影響で北部は日本海側的な気候となり、悪天候がつづくためです。

また、琵琶湖の周辺では、湖の影響をうけて気温の日較差（最高と最低の差）が小さく、湖陸風が卓越し準海洋性の気候を示しています。

① 気温

本市の気温は、年間平均気温14.3℃、最高気温の平均値19.1℃、最低気温の平均値10.0℃となっています。また、1年のうち最高気温が現われるのは、7月から8月にかけてで、最低気温は1月又は2月に現われています。

※気温：長浜地域気象観測所における平年値（1991年～2020年の平均）。

※長浜地域気象観測所は2010年3月24日まで地点名「虎姫」。

② 降水量

本市の降水量は、梅雨時期の6～7月、台風時期の9月に多い傾向にありますが、市南側の湖岸部と市北側の山間部によって傾向が異なります。市北側の山間部では、季節風による降雪があるため、冬季にも非常に多くの降水量があります。

市南側の湖岸部では、年降水量が1,627.4mmです。6、7月は年間で最も雨量が多くそれぞれ月降水量が164.7mm（6月）、218.3mm（7月）の多雨月となっています。また、12月から2月の冬季においても降雪の影響により月降水量が137.9mm（12月）、137.2mm（1月）、104.4mm（2月）と比較的多い。

市北側の山間部では、年降水量が2,809.4mmと市南側の湖岸部と比べて1,000mm程度多い。6、7月はそれぞれ月降水量が213.7mm（6月）、301.7mm（7月）と多雨月ですが、12月から2月の冬季においても降雪の影響により月降水量が361.4mm（12月）、328.0mm（1月）、226.9mm（2月）と年間で最も多い。

また、近年の地球温暖化の影響とみられる局所的な短時間強雨など、大雨が増加しており、市域では水害に対する危険性が高まっています。

市南側の湖岸部では日最大1時間降水量が観測上位から50.5mm(2008/7/18)、50mm(2015/6/21)、49mm(2007/7/12、2017/7/17)であり、市北側の山間部では57mm(1990/7/24)、53mm(1977/8/17)、51mm(2005/8/13)です。

※湖岸部の降水量：長浜地域気象観測所における平年値(1991～2020年の平均)。

※山間部の降水量：柳ヶ瀬地域気象観測所における平年値(1991～2020年の平均)。

※湖岸部の日最大1時間降水量：長浜地域気象観測所1991年1月～2024年4月の値。

※山間部の日最大1時間降水量：柳ヶ瀬地域気象観測所1991年4月～2024年4月の値。

③ 積雪

本市の積雪は、市北側の山間部において、5cm以上の最深積雪の日数が66.6日、100cm以上の最深積雪の日数が8.3日あり、市北側の山間部は特別豪雪地帯に、その他市内の一部地域が豪雪地帯に指定されています。

山間部の最深積雪の平年値は、1月で83cm、2月で97cmです。近年においては、2011年1月31日に249cmという最深積雪(1984年3月6日と同記録)を観測しています。

※山間部の最深積雪の平年値と日数：柳ヶ瀬地域気象観測所における平年値（1991～2020年の平均）。

※山間部の最深積雪：柳ヶ瀬地域気象観測所1991年11月～2020年4月の観測値。

(5) 周辺地域における原子力施設の立地

滋賀県と隣接する福井県には、4市町（敦賀市、美浜町、おおい町、高浜町）に6つの原子力事業所が所在し、計15の原子力施設が設置されています。

原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、「原子力災害対策重点区域」の範囲として、予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action Planning Zone）が定められており、PAZの範囲の目安については、原子力施設から概ね半径5km、UPZの範囲の目安については、原子力施設から概ね30kmとされています。

長浜市と接する敦賀市には、3つの原子力事業所が所在し、合わせて4つの原子炉が設置されています。滋賀県境から最も近い日本原子力発電株式会社敦賀発電所までの距離は、最短で約13kmの位置関係にあります。



第4章 脆弱性評価

1 評価の方法等

国土強靱化地域計画策定ガイドラインに基づき次の方法により、脆弱性評価を行います。

- (1) 市民生活・市民経済に甚大な影響を及ぼすリスクとして「大規模地震」、「風水害」、「原子力災害」及び「雪害」を設定
- (2) 4つの基本目標を具体化した6つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、仮に発生すれば本市に大きな影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定
- (3) 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに強靱化に関する個別施策分野及び横断的施策分野を総合的に評価

【個別施策分野】

- ①行政機能/警察・消防等、②住宅・都市、③保健医療・福祉、④エネルギー、⑤産業、⑥交通・物流、⑦農林水産、⑧国土保全・土地利用、⑨環境

【横断的施策分野】

- (A) リスクコミュニケーション、(B) 老朽化対策、(C) デジタル活用

2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

6つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、本市の実情に応じて29の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定します。

重点とする施策は【重点】と標記しています。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	(1-1) 【重点】	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		(1-2) 【重点】	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災
		(1-3) 【重点】	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生、また防災インフラの損壊・機能不全等による洪水に対する脆弱な防災能力の長期化（いずれもため池の損壊によるものを含む）
		(1-4)	琵琶湖の大規模氾濫
		(1-5) 【重点】	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		(1-6)	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われ	(2-1) 【重点】	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

	るとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。	(2-2) 【重点】	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		(2-3)	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		(2-4)	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		(2-5)	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		(2-6)	被災地における感染症等の大規模発生
		(2-7)	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	(3-1)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	(4-1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		(4-2)	有害物質・油の大規模拡散・流出
		(4-3)	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		(4-4)	食料等の安定供給の停滞
		(4-5)	農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下
		(4-6)	原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	(5-1) 【重点】	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラ障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		(5-2)	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		(5-3)	上下水道施設の長期間にわたる供給停止
		(5-4)	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
6	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	(6-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		(6-2)	災害対応・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

	(6-3)	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	(6-4)	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	(6-5)	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市経済等への甚大な影響

3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の進捗状況を把握し、現状を改善するために何が課題であり、今後、どのような施策を導入すべきかについて分析・整理しました。

また、課題の分析、整理に当たっては、必要に応じ、他の主体（関係府省庁、地方公共団体、民間事業者、NPO等）との連携や他の主体の取組に関する課題、投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源に関する課題を含めています。

脆弱性の評価結果は、別紙資料1「脆弱性評価結果（p.25）」のとおりです。

4 重要業績指標（KPI）の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために有効な施策について、重要業績指標を別紙資料2に示しているとおり選定しました。重要業績指標は、脆弱性評価や、今後これを踏まえて、推進する施策の進行管理に活用します。

第5章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

1 推進方針

別紙1「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果に基づき、国土強靱化を推進するため、各施策の目的別にとらえた「個別施策分野」及び市が抱える政策課題別に施策を横断的にとらえた「横断的施策分野」別に見た推進方針は、次のとおりとなります。

<個別施策分野>

①行政機能/警察・消防等

推 進 方 針	起きてはならない最悪の事態の 該当項目
○「道路整備アクションプログラム」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、より一層計画的かつ効率的な道路整備を進める。	(1-1) (1-2) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4) (6-4)
○「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、道路の構造上において重要構造物である橋梁の点検、修繕を行い、道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。	(1-1) (1-2) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4) (6-4)
○「舗装の個別施設計画」、「道路付属物の個別施設計画」及び「トンネルの個別施設計画」に基づき計画的な道路施設の点検及び修繕を行うことで、適切な道路機能を保持し、災害時における道路交通を確保する。	(1-1) (1-2) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4) (6-4)
○地域特性や道路の利用状況に応じ、市道の付帯設備等の整備や修繕を進める。	(1-1) (1-2) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4) (6-4)
○道路等の斜面对策を進める。(道路等の維持管理事業)	(1-1) (1-2) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4) (6-4)
○「滋賀県道路整備アクションプログラム(長浜土木事務所)」に基づき滋賀県が実施する道路整備を促進する。	(1-1) (1-2) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4) (6-4)
○「滋賀県湖北圏域河川整備計画」に基づき滋賀県が実施する河川整備を促進する。	(1-1) (1-2) (1-3) (2-1) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4) (6-4)
○国が行う国道8号整備を促進する。	(1-1) (1-2) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4) (6-4)
○JR等のアンダーパス及び地下横断歩道の排水設備の予防保全を実施することによる異常気象時の交通確保と冠水周知設備の設置による通行車両等の進入事故を防止する。	(1-1) (1-3) (5-4)

○「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備計画」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、市道の整備や修繕を進める。	(1-1) (5-4)
○「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備計画」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、豪雪対策として市道に消雪設備の設置を進める。	(1-6)
○自治会館の大規模改修等に対し、引き続き支援を行い、推進する。	(1-1)
○耐震性貯水槽整備計画に基づき整備を進める。	(1-1) (1-2)
○消防力最適配置に向けた消防施設整備計画に基づき整備を推進する。	(1-1) (1-2) (1-3) (1-4) (1-5) (6-3)
○消防団の必要人員を確保するとともに、団員の装備等の充実を図る。	(1-1) (1-2) (1-3) (1-4) (1-5) (6-3)
○防災ハザードマップについて、引き続き、内容確認や避難方法の周知などを継続的に実施する。	(1-3)
○琵琶湖浸水想定区域図の周知を行う。	(1-3)
○国や県等の関係機関と緊密な情報共有を行い、強固な連携体制を構築する。	(1-6)
○日常備蓄（ローリングストック方式）により、3日分の食料（水・米・パン等）等を備蓄するよう普及啓発する。	(2-1) (2-2) (4-4)
○県内外を問わず、広域に自治体間、民間企業との災害時応援協定締結の拡大を図る。	(2-1)
○応援物資等を集積するストックヤードの確保を行う。	(2-2)
○非常電源用に自家発電機を設置し、その燃料を確保する。	(2-2)
○災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう、国・県に指針に基づき具体的な方策を講ずる。	(2-3)
○協定締結した市町との継続した備蓄資機材等の情報共有や連携を図っていく。	(2-3)
○一時滞在施設（公共施設・民間施設）の確保を行う。	(2-4)
○一時滞在施設における飲料水や食料等の備蓄を行う。	(2-4)
○災害応援協定を締結した団体等との連絡や情報提供を定期的に行い、連携体制の強化を行う。	(2-4)
○「長浜市学校施設等長寿命化計画」に基づき、避難所となり得る教育施設の環境整備を実施する。	(2-7)
○市民まちづくりセンターにおける大規模改修の際は多目的トイレの設置など、バリアフリー化を実施する。	(2-7)
○「長浜市学校施設等長寿命化計画」に基づき実施する長寿命化改修工事に合わせて多目的トイレの導入やバリアフリー化を検討する。	(2-7)
○業務継続計画にて、職員、執務環境、物資、情報及びライフライン等の「資源」に大きな制約がある状況下においても実施すべき業務を予め特定し、業務の実施に必	(3-1)

要な「資源」の確保や配分等について必要な措置を講ずる。	
○市庁舎等の防災拠点、情報通信システムや各種サーバを置く施設等について、災害対応活動を維持するために、非常用発電機等の適正な維持管理を行う。	(4-1)
○油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずるよう事業者へ啓発する。	(4-2)
○火災予防・消防活動体制を充実する。	(4-2)
○災害時の速やかな支援のため連携を強化し、食料の安定供給等、応援体制の充実を検討する。	(4-4)
○原子力防災訓練を開催し、市民及び関係機関の災害対応力の強化を図る。	(4-6)
○各原子力発電所に対して、市・県・事業者で締結した安全協定に基づく安全監視やトラブル発生時の情報収集や事業者への聞き取りを図る。	(4-6)
○原子力防災における対応に向けて、滋賀県、高島市との連携強化を図り、情報共有に努める。	(4-6)
○過酷事故からの広域避難のため、バス等避難車両及び運転員の確保について、国、滋賀県と調整を図る。	(4-6)
○防災行政無線の更新、防災行政無線との連携システムの整備及び情報通信訓練等を実施して、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る。	(5-1)
○災害時の情報提供手段の一つとしてより多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、全国瞬時警報システム(Jアラート)や緊急速報メールの運用確認と保守点検を行う。	(5-1)
○地域における防災体制を強化するため、消防団及び消防署と連携して出前講座を積極的に開催する。また、防災士資格取得の支援を行い、自主防災組織リーダーの充実を図り、必要な資機材の購入や防災備蓄品の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援を行う。	(5-1) (6-3)
○関係団体との応援協定に基づき、引き続き供給体制の整備に向けた定期的な連絡や情報共有を行い、連携体制の強化を図る。	(5-2)
○応急給水の対応に関し、給水拠点の整備と市民への周知を図るとともに、水道事業者と広く連携強化を図る。	(5-3)
○災害時の円滑なし尿汲み取り等を行うため、市内業者との、定期的な連絡や情報共有を行い、連携体制の強化を図る。	(5-3)
○復旧活動展開の基礎となる廃棄物処理施設の整備を図る。	(6-1)
○復旧に携わる人材の確保を図るため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通じて、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る。	(6-2)

○風評被害等に対応するため、被害状況の正確な情報を迅速に発信する機能を維持する。	(6-5)
------------------------------------------	-------

②住宅・都市

推 進 方 針	起きてはならない最悪の事態の 該当項目
○「道路整備アクションプログラム」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、より一層計画的かつ効率的な道路整備を進める。(再掲)	(1-1) (1-2) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4) (6-4)
○「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、道路の構造上において重要構造物である橋梁の点検、修繕を行い、道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。(再掲)	(1-1) (1-2) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4) (6-4)
○「舗装の個別施設計画」、「道路付属物の個別施設計画」及び「トンネルの個別施設計画」に基づき計画的な道路施設の点検及び修繕を行うことで、適切な道路機能を保持し、災害時における道路交通を確保する。(再掲)	(1-1) (1-2) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4) (6-4)
○地域特性や道路の利用状況に応じ、市道の付帯設備等の整備や修繕を進める。(再掲)	(1-1) (1-2) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4) (6-4)
○道路等の斜面对策を進める。(道路等の維持管理事業) (再掲)	(1-1) (1-2) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4) (6-4)
○「滋賀県道路整備アクションプログラム(長浜土木事務所)」に基づき滋賀県が実施する道路整備を促進する。(再掲)	(1-1) (1-2) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4) (6-4)
○「滋賀県湖北圏域河川整備計画」に基づき滋賀県が実施する河川整備を促進する。(再掲)	(1-1) (1-2) (1-3) (2-1) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4) (6-4)
○国が行う国道8号整備を促進する。(再掲)	(1-1) (1-2) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4) (6-4)
○準用河川及び雨水幹線排水路並びに重要な管理河川の整備を計画的に実施し、雨水排水能力を高めることで市街地における家屋、道路施設等への浸水被害を防止する。	(1-1) (1-2) (1-3) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4) (6-4)
○雨水排水機能が著しく低い地域において、異常気象による広域的な浸水に伴い市道冠水による道路構造が破壊され道路交通機能が不能状態になる事を防止するとともに、市街地等の浸水被害を防ぐ。	(1-1) (1-3)
○土地境界等の明確化し、公共事業の円滑な推進と災害後における復興を迅速に行うため、国土調査事業十箇年計画に基づき、地籍調査事業を進める。	(1-1) (2-2) (6-4)

○高齢者施設利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化等の修繕・改修を進める。（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金）	(1-1) (1-2)
○長浜市耐震改修促進計画を改定し、旧耐震基準の木造住宅等に対して耐震診断や耐震改修及び防火改修又は除却等への取組を推進する。（住宅・建築物安全ストック形成事業）	(1-1) (1-2)
○非構造部材等の耐震改修やエレベーター等の防災対策改修への取組を推進する。（住宅・建築物安全ストック形成事業）	(1-1) (1-2)
○長浜市公営住宅等長寿命化計画に基づき耐震化率向上のための取組を推進する。	(1-1)
○空き家等対策計画、空き家対策総合実施計画に基づき、空き家等対策を推進する。（空き家対策総合支援事業）	(1-1) (1-2) (5-4)
○「長浜市学校施設等長寿命化計画」に基づき施設の長寿命化改修工事を実施するとともに、学校の適正配置を踏まえたうえで長寿命化計画の見直しを図る。	(1-1)
○高齢者施設利用者等の安全・安心を確保するため、防火設備等の設置を進める。（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金）	(1-2)
○赤川排水区及び高月地区の浸水被害軽減対策を実施する。	(1-3)
○がけ地の崩壊等による土砂災害のおそれの高い区域から既存住宅の移転及び補強の取組を推進する。（住宅・建築物安全ストック形成事業）	(1-5)
○「長浜市総合計画実施計画」に基づき「急傾斜地崩壊対策事業」を実施し、民生の安定と国土の保全に資する。	(1-5)
○土砂災害危険個所の周知を行う。	(1-5)
○警戒避難体制整備を進める。	(1-5)
○滋賀県が実施する砂防事業を促進する。	(1-5)
○建築物の耐風改修や耐雪改修の取組を推進する。（住宅・建築物安全ストック形成事業）	(1-6)
○道路排水ポンプ施設への電力供給が長時間に渡り断たれた場合において、自家発電機による施設可動設備をすることにより、道路交通機能被害を最小限に留める。	(1-6)
○道路雪寒対策基本計画に基づき持続可能な雪寒対策の確立を目指す。	(1-6) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4)
○消雪施設については、適切な維持管理・施設更新を実施し、配水能力の安定化と長寿命化を進める。	(1-6) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4)
○木之本・廣瀬地区の除雪・排雪が困難な狭小路線・通学路に消雪設備の充実を図る。	(1-6) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4)

○除雪機械を適正に管理するための雪寒基地の整備を進める。	(1-6) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4)
○除雪機械を計画的に更新し、除雪能力の維持を図る。	(1-6) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4)
○事前の広域的な除雪体制の構築や通行規制の実施など、国道や主要県道を管轄する国や県などと連携を強化して、迅速な対応を要請する。	(1-6)
○大きな除雪効果が得られるよう、市民に対して除雪協力依頼と啓発、周知を行うとともに、除雪作業時の安全対策について事前の注意喚起を行う。	(1-6)
○高齢者施設の災害時における機能維持のため、非常用自家発電、給水設備の整備、水害対策のための改修等を進める。(地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金)	(2-1) (2-5)
○建築物の崩壊によるアスベストの飛散を防止するためアスベスト含有調査や除却等の取組を推進する。(住宅・建築物安全ストック形成事業)	(2-6) (2-7)
○水道施設については、基幹となる施設および管路の耐震化を推進する。	(5-3)
○応急給水の対応に関し、給水拠点の整備と市民への周知を図るとともに、水道事業者と広く連携強化を図る。(再掲)	(5-3)
○公共下水道施設の耐震診断を実施し、施設状況を確認した上で耐震化を進める。	(5-3)
○通行障害建築物等に対して耐震診断や耐震改修及び除却等への取組を推進する。(住宅・建築物安全ストック形成事業)	(5-4)
○長浜市耐震改修促進計画を改定し、避難路等に面した耐震性の不足するブロック塀等の除却・改修への取組を推進する。(住宅・建築物安全ストック形成事業)	(5-4)
○被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士養成講習会への職員の参加及び派遣を受けられる体制を推進する。	(6-2)

③保険医療・福祉

推 進 方 針	起きてはならない最悪の事態の 該当項目
○高齢者施設利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化等の修繕・改修を進める。(地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金) (再掲)	(1-1) (1-2)
○高齢者施設の災害時における機能維持のため、非常用自家発電、給水設備の整備、水害対策のための改修等を進める。(地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金) (再掲)	(2-1) (2-5)
○傷病者を治療に繋ぐために、県災害医療湖北地方本部や各医療機関等との連携を図る。	(2-5)

○傷病者を治療に繋ぐために、県災害医療地方本部との連携により各医療機関やDMATの調整を図る。	(2-5)
○平時から予防接種を推進する。	(2-5) (2-6)
○消毒液やグローブ、マスクなどの備蓄品を更新する。	(2-5)
○県や各医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の各種団体と連携し、災害時医療体制の充実を図る。	(2-5)
○感染拡大を防止するための衛生物品を確保する。	(2-6)
○県と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する。	(2-6)
○ボランティア活動が円滑に行えるための体制及び備品等の整備を進める。	(6-2)
○長浜市社会福祉協議会職員及び地域ボランティアの育成を図る。	(6-2)

④エネルギー

推 進 方 針	起きてはならない最悪の事態の 該当項目
○高齢者施設の災害時における機能維持のため、非常用自家発電、給水設備の整備、水害対策のための改修等を進める。(地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金)(再掲)	(2-1) (2-5)
○復旧活動展開の基礎となる廃棄物処理施設の整備を図る。(再掲)	(6-1)

⑤産業

推 進 方 針	起きてはならない最悪の事態の 該当項目
○経済団体等と協力し、事業所に対して事業継続計画の策定支援及び普及活動を実施する。	(4-1)

⑥交通・物流

推 進 方 針	起きてはならない最悪の事態の 該当項目
○「道路整備アクションプログラム」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、より一層計画的かつ効率的な道路整備を進める。(再掲)	(1-1) (1-2) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4) (6-4)
○「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、道路の構造上において重要構造物である橋梁の点検、修繕を行い、道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。(再掲)	(1-1) (1-2) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4) (6-4)
○「舗装の個別施設計画」、「道路付属物の個別施設計画」及び「トンネルの個別施設計画」に基づき計画的な道路施設の点検及び修繕を行うことで、適切な道路機能を保持し、災害時における道路交通を確保する。(再掲)	(1-1) (1-2) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4) (6-4)

○地域特性や道路の利用状況に応じ、市道の付帯設備等の整備や修繕を進める。(再掲)	(1-1) (1-2) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4) (6-4)
○道路等の斜面对策を進める。(道路等の維持管理事業)(再掲)	(1-1) (1-2) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4) (6-4)
○「滋賀県道路整備アクションプログラム(長浜土木事務所)」に基づき滋賀県が実施する道路整備を促進する。(再掲)	(1-1) (1-2) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4) (6-4)
○「滋賀県湖北圏域河川整備計画」に基づき滋賀県が実施する河川整備を促進する。(再掲)	(1-1) (1-2) (1-3) (2-1) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4) (6-4)
○国が行う国道8号整備を促進する。(再掲)	(1-1) (1-2) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4) (6-4)
○準用河川及び雨水幹線排水路並びに重要な管理河川の整備を計画的に実施し、雨水排水能力を高めることで市街地における家屋、道路施設等への浸水被害を防止する。(再掲)	(1-1) (1-2) (1-3) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4) (6-4)
○JR等のアンダーパス及び地下横断歩道の排水設備の予防保全を実施することによる異常気象時の交通確保と冠水周知設備の設置による通行車両等の進入事故を防止する(再掲)	(1-1) (1-3) (5-4)
○雨水排水機能が著しく低い地域において、異常気象による広域的な浸水に伴い市道冠水による道路構造が破壊され道路交通機能が不能状態になる事を防止するとともに、市街地等の浸水被害を防ぐ。(再掲)	(1-1) (1-3)
○「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備計画」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、市道の整備や修繕を進める。(再掲)	(1-1) (5-4)
○道路排水ポンプ施設への電力供給が長時間に渡り断たれた場合において、自家発電機による施設可動設備をすることにより、道路交通機能被害を最小限に留める。(再掲)	(1-6)
○道路雪寒対策基本計画に基づき持続可能な雪寒対策の確立を目指す。(再掲)	(1-6) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4)
○消雪施設については、適切な維持管理・施設更新を実施し、配水能力の安定化と長寿命化を進める。(再掲)	(1-6) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4)
○木之本・廣瀬地区の除雪・排雪が困難な狭小路線・通学路に消雪設備の充実を図る。(再掲)	(1-6) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4)
○除雪機械を適正に管理するための雪寒基地の整備を進める。(再掲)	(1-6) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4)

○除雪機械を計画的に更新し、除雪能力の維持を図る。 (再掲)	(1-6) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4)
○事前の広域的な除雪体制の構築や通行規制の実施など、国道や主要県道を管轄する国や県などと連携を強化して、迅速な対応を要請する。(再掲)	(1-6)

⑦農林水産

推 進 方 針	起きてはならない最悪の事態の 該当項目
○防災重点農業用ため池において、作成したハザードマップを活用し、迅速かつ安全に避難できるよう、周知を図る。	(1-3) (4-5)
○ため池の利用実施に応じた防災工事の推進を図る。	(1-3)
○地域のコミュニティ等による農地・農業水利施設等の適切な保管理の取組の推進に向け、多面的機能支払交付金事業及び中山間地域直接支払交付金事業の新規取組、事業継続の推進を図る。	(4-5)
○老朽化した農業用施設の長寿命化や防災減災対策を図る。	(4-5)
○耕作放棄地の増加を防止し、農業の有する多面的機能の維持を図るため、野生鳥獣による農作物被害の防止に向けた対策を図る。	(4-5)
○鳥獣の捕獲等を行う事業者や鳥獣の保護管理を担う人材の確保・育成を図る。	(4-5)
○地域防災力の向上に資する農村等のコミュニティの維持・活性化を図る。	(4-5)

⑧国土保全・土地利用

推 進 方 針	起きてはならない最悪の事態の 該当項目
○準用河川及び雨水幹線排水路並びに重要な管理河川の整備を計画的に実施し、雨水排水能力を高めることで市街地における家屋、道路施設等への浸水被害を防止する。(再掲)	(1-1) (1-2) (1-3) (2-1) (2-2) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4) (6-4)
○「滋賀県湖北圏域河川整備計画」に基づき滋賀県が実施する河川整備を促進する。(再掲)	(1-1) (1-2) (1-3) (2-1) (2-4) (2-5) (4-1) (4-3) (4-4) (5-4) (6-4)
○土地境界等の明確化し、公共事業の円滑な推進と災害後における復興を迅速に行うため、国土調査事業十箇年計画に基づき、地籍調査事業を進める。(再掲)	(1-1) (2-2) (6-4)
○赤川排水区及び高月地区の浸水被害軽減対策を実施する。(再掲)	(1-3)
○「長浜市総合計画実施計画」に基づき「急傾斜地崩壊対策事業」を実施し、民生の安定と国土の保全に資する。(再掲)	(1-5)

○土砂災害危険個所の周知を行う。（再掲）	(1-5)
○警戒避難体制整備を進める。（再掲）	(1-5)
○滋賀県が実施する砂防事業を促進する。（再掲）	(1-5)

⑨環境

推 進 方 針	起きてはならない最悪の事態の 該当項目
○建築物の崩壊によるアスベストの飛散を防止するためアスベスト含有調査や除却等の取組を推進する。（住宅・建築物安全ストック形成事業）（再掲）	(2-6) (2-7)
○油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずるよう事業者へ啓発する。（再掲）	(4-2)
○火災予防・消防活動体制を充実する。（再掲）	(4-2)
○復旧活動展開の基礎となる廃棄物処理施設の整備を図る。（再掲）	(6-1)
○策定した災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の対応を行っていくと同時に実際に発生した災害現場の状況も踏まえた対応を図る。	(6-1)
○被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士養成講習会への職員の参加及び派遣を受けられる体制を推進する。（再掲）	(6-2)

<横断的施策分野>

(A) リスクコミュニケーション
○「道路整備アクションプログラム」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、より一層計画的かつ効率的な道路整備を進める。
○「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、道路の構造上において重要構造物である橋梁の点検、修繕を行い、道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。
○「舗装の個別施設計画」、「道路付属物の個別施設計画」及び「トンネルの個別施設計画」に基づき計画的な道路施設の点検及び修繕を行うことで、適切な道路機能を保持し、災害時における道路交通を確保する。
○地域特性や道路の利用状況に応じ、市道の付帯設備等の整備や修繕を進める。
○道路等の斜面对策を進める。（道路等の維持管理事業）
○「滋賀県道路整備アクションプログラム（長浜土木事務所）」に基づき滋賀県が実施する道路整備を促進する。
○「滋賀県湖北圏域河川整備計画」に基づき滋賀県が実施する河川整備を促進する。
○国が行う国道8号整備を促進する。
○JR等のアンダーパス及び地下横断歩道の排水設備の予防保全を実施することによる異常気象時の交通確保と冠水周知設備の設置による通行車両等の進入事故を防止する。
○準用河川及び雨水幹線排水路並びに重要な管理河川の整備を計画的に実施し、雨水排水能力を高めることで市街地における家屋、道路施設等への浸水被害を防止する。

- 雨水排水機能が著しく低い地域において、異常気象による広域的な浸水に伴い市道冠水による道路構造が破壊され道路交通機能が不能状態になる事を防止するとともに、市街地等の浸水被害を防ぐ。
- 「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備計画」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、市道の整備や修繕を進める。
- 地域特性や道路の利用状況に応じ、市道の付帯設備等の整備や修繕を進める。
- 「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備計画」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、豪雪対策として市道に消雪設備の設置を進める。
- 防災ハザードマップについて、引き続き、内容確認や避難方法の周知などを継続的に実施する。
- 琵琶湖浸水想定区域図の周知を行う。
- 「長浜市総合計画実施計画」に基づき「急傾斜地崩壊対策事業」を実施し、民生の安定と国土の保全に資する。
- 土砂災害危険個所の周知を行う。
- 警戒避難体制整備を進める。
- 滋賀県が実施する砂防事業を促進する。
- 道路雪寒対策基本計画に基づき持続可能な雪寒対策の確立を目指す。
- 消雪施設については、適切な維持管理・施設更新を実施し、配水能力の安定化と長寿命化を進める。
- 木之本・廣瀬地区の除雪・排雪が困難な狭小路線・通学路に消雪設備の充実を図る。
- 除雪機械を適正に管理するための雪寒基地の整備を進める。
- 除雪機械を計画的に更新し、除雪能力の維持を図る。
- 事前の広域的な除雪体制の構築や通行規制の実施など、国道や主要県道を管轄する国や県などと連携を強化して、迅速な対応を要請する。
- 国や県等の関係機関と緊密な情報共有を行い、強固な連携体制を構築する。
- 大きな除雪効果が得られるよう、市民に対して除雪協力依頼と啓発、周知を行うとともに、除雪作業時の安全対策について事前の注意喚起を行う。
- 日常備蓄（ローリングストック方式）により、3日分の食料（水・米・パン等）等を備蓄するよう普及啓発する。
- 災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう、国・県に指針に基づき具体的な方策を講ずる。
- 協定締結した市町との継続した備蓄資機材等の情報共有や連携を図っていく。
- 平時から予防接種を推進する。
- 消毒液やグローブ、マスクなどの備蓄品を更新する。
- 県や各医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の各種団体と連携し、災害時医療体制の充実を図る。
- 感染拡大を防止するための衛生物品を確保する。
- 県と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する。
- 業務継続計画にて、職員、執務環境、物資、情報及びライフライン等の「資源」に大きな制約がある状況下においても実施すべき業務を予め特定し、業務の実施に必要な「資源」の確保や配分等について必要な措置を講ずる。
- 市庁舎などの防災拠点、情報通信システムや各種サーバを置く施設等について、災害対応活動を維持するために、非常用発電機等の適正な維持管理を行う。
- 経済団体等と協力し、事業所に対して事業継続計画の策定支援及び普及活動を実施する。

- 油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずるよう事業者へ啓発する。
- 火災予防・消防活動体制を充実する。
- 防災重点農業用ため池において、作成したハザードマップを活用し、迅速かつ安全に避難できるよう、周知を図る。
- 災害時の情報提供手段の一つとしてより多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、全国瞬時警報システム（Jアラート）や緊急速報メールの運用確認と保守点検を行う。
- 地域における防災体制を強化するため、消防団及び消防署と連携して出前講座を積極的に開催する。また、防災士資格取得の支援を行い自主防災組織リーダーの充実を図り、必要な資機材の購入や防災備蓄品の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援を行う。
- 関係団体との応援協定に基づき、引き続き供給体制の整備に向けた定期的な連絡や情報共有を行い、連携体制の強化を図る。
- 応急給水の対応に関し、広く連携強化を図る。
- 災害時の円滑なし尿汲み取り等を行うため、市内業者との、定期的な連絡や情報共有を行い、連携体制の強化を図る。
- 応急給水の対応に関し、給水拠点の整備と市民への周知を図るとともに、水道事業者と広く連携強化を図る。
- 復旧に携わる人材の確保を図るため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通じて、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る。
- 風評被害等に対応するため、被害状況の正確な情報を迅速に発信する機能を維持する。

(B) 老朽化対策

- 「道路整備アクションプログラム」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、より一層計画的かつ効率的な道路整備を進める。（再掲）
- 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、道路の構造上において重要構造物である橋梁の点検、修繕を行い、道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。（再掲）
- 「舗装の個別施設計画」、「道路付属物の個別施設計画」及び「トンネルの個別施設計画」に基づき計画的な道路施設の点検及び修繕を行うことで、適切な道路機能を保持し、災害時における道路交通を確保する。（再掲）
- 地域特性や道路の利用状況に応じ、市道の付帯設備等の整備や修繕を進める。（再掲）
- 道路等の斜面对策を進める。（道路等の維持管理事業）（再掲）
- 「滋賀県道路整備アクションプログラム（長浜土木事務所）」に基づき滋賀県が実施する道路整備を促進する。（再掲）
- 「滋賀県湖北圏域河川整備計画」に基づき滋賀県が実施する河川整備を促進する。（再掲）
- 国が行う国道8号整備を促進する。（再掲）
- 準用河川及び雨水幹線排水路並びに重要な管理河川の整備を計画的に実施し、雨水排水能力を高めることで市街地における家屋、道路施設等への浸水被害を防止する。（再掲）
- JR等のアンダーパス及び地下横断歩道の排水設備の予防保全を実施することによる異常気象時の交通確保と冠水周知設備の設置による通行車両等の進入事故を防止する（再掲）

- 雨水排水機能が著しく低い地域において、異常気象による広域的な浸水に伴い市道冠水による道路構造が破壊され道路交通機能が不能状態になる事を防止するとともに、市街地等の浸水被害を防ぐ。(再掲)
- 道路雪寒対策基本計画に基づき持続可能な雪寒対策の確立を目指す。(再掲)
- 消雪施設については、適切な維持管理・施設更新を実施し、配水能力の安定化と長寿命化を進める。(再掲)
- 木之本・廣瀬地区の除雪・排雪が困難な狭小路線・通学路に消雪設備の充実を図る。(再掲)
- 除雪機械を適正に管理するための雪寒基地の整備を進める。(再掲)
- 除雪機械を計画的に更新し、除雪能力の維持を図る。(再掲)
- 「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備計画」及び「道路の整備に関するプログラム」に基づき、市道の整備や修繕を進める。(再掲)
- 地域特性や道路の利用状況に応じ、市道の付帯設備等の整備や修繕を進める。(再掲)
- 自治会館の大規模改修等に対し、引き続き支援を行い、推進する。
- 高齢者施設利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化等の修繕・改修を進める。(地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金)
- 耐震性貯水槽整備計画に基づき整備を進める。
- 消防力最適配置に向けた消防施設整備計画に基づき整備を推進する。
- 「長浜市学校施設等長寿命化計画」に基づき施設の長寿命化改修工事を実施するとともに、学校の適正配置を踏まえたうえで長寿命化計画の見直しを図る。
- 道路排水ポンプ施設への電力供給が長時間に渡り断たれた場合において、自家発電機による施設可動設備をすることにより、道路交通機能被害を最小限に留める。
- 老朽化した農業用施設の長寿命化や防災減災対策を図る。
- 防災行政無線の更新、防災行政無線との連携システムの整備及び情報通信訓練等を実施して、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る。
- 水道施設については、基幹となる施設および管路の耐震化を推進する。
- 公共下水道施設の耐震診断を実施し、施設状況を確認した上で耐震化を進める。
- 復旧活動展開の基礎となる廃棄物処理施設の整備を図る。

(C) デジタル活用

- JR等のアンダーパス及び地下横断歩道の排水設備の予防保全を実施することによる異常気象時の交通確保と冠水周知設備の設置による通行車両等の進入事故を防止する(再掲)
- 道路雪寒対策基本計画に基づき持続可能な雪寒対策の確立を目指す。(再掲)
- 消雪施設については、適切な維持管理・施設更新を実施し、配水能力の安定化と長寿命化を進める。(再掲)
- 木之本・廣瀬地区の除雪・排雪が困難な狭小路線・通学路に消雪設備の充実を図る。(再掲)
- 除雪機械を適正に管理するための雪寒基地の整備を進める。(再掲)
- 除雪機械を計画的に更新し、除雪能力の維持を図る。(再掲)
- 災害時の情報提供手段の一つとしてより多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、全国瞬時警報システム(Jアラート)や緊急速報メールの運用確認と保守点検を行う。(再掲)
- 防災行政無線の更新、防災行政無線との連携システムの整備及び情報通信訓練等を実施して、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る。(再掲)

- 風評被害等に対応するため、被害状況の正確な情報を迅速に発信する機能を維持する。（再掲）
- 土地境界等の明確化し、公共事業の円滑な推進と災害後における復興を迅速に行うため、国土調査事業十箇年計画に基づき、地籍調査事業を進める。

第6章 計画の推進と不断の見直し

国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災、減災及びその他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた本市の全域にわたる強靱なまちづくりについて、東日本大震災、能登半島地震等、今までの災害から得られた経験や知識を考慮し、活かしつつ、以下の手法に基づき本市の国土強靱化を推進します。

1 国土強靱化の取組姿勢

大規模災害に対し、国、県、市民、事業者、地域団体等との一層の連携強化を図るとともに、市民への情報提供・避難体制の強化等を継続的に推進します。短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組みます。

2 適切な施策の組み合わせ

災害リスクに応じて本市の特性に合ったハード対策（防災施設の整備、施設の（耐震等）とソフト対策（災害対応体制や避難体制の確保、防災訓練等）を適切に組み合わせることで効果的に施策を推進します。

市民、事業者、地域団体等と行政が適切に連携及び役割分担して取り組みます。非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

自助、共助及び公助を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組みます。

3 効率的な施策の推進

将来的に予測される人口減少等に起因する市民の需要の変化及び社会資本の老朽化等を踏まえた施設の適正な配置を進めるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して施策の重点化を図ります。

既存の社会資本の有効活用や、効率的かつ効果的な施設管理等により、費用を削減しつつ効率的に施策を推進します。

4 計画の進捗管理、計画の見直し

地域計画を効果的・効率的に推進していくためには、各施策に対する課題や目標を共有し、各年度における施策の進捗状況について点検と評価を行いながら、PDCAサイクルを確立することが必要です。

具体的には、設定した重要業績評価指標（KPI）をもとに、実施した施策に対する達成状況を検証し、進行状況を把握するとともに外部環境の変化等に応じて見直します。

別紙資料 1

脆弱性評価結果

脆弱性評価の結果

脆弱性評価の結果については、次のとおりです。

1 リスクシナリオ別の課題

目標1：あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

(1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生【重点】		
<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き旧耐震基準の木造住宅等の耐震化を進める必要がある。 ○引き続き建築物本体及び非構造部材についての耐震化を進める必要がある。 ○狭あい道路の拡幅事業を進めているものの、引き続き狭あい道路の解消を図る必要がある。(狭あい道路整備等促進事業) ○市道の安全かつ円滑な通行を確保するため、整備や修繕を行う必要がある。 ○豪雨等による市道の浸水被害軽減のため、高架下等アンダーパス部の道路排水ポンプを適正に維持管理する必要がある。 ○大規模災害発生時における道路機能を堅持する(災害に強い道路にする)ため、道路整備計画の更新、橋梁・トンネル等の重要構造物の点検・修繕を実施するとともに、国・県等他の道路管理者との連携・協力を図る必要がある。 ○土地境界等の明確化を図り、公共事業の円滑な推進と災害後における早期復興のため、国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査事業を進める必要がある。 ○市営住宅の耐震化を推進する必要がある。 ○空き家の適正管理指導などで空き家の抑制を図る必要がある。 ○学校施設の耐震化は全て完了したものの、経年による老朽化が進行していることから、学校の適正な配置を踏まえたうえで、施設の長寿命化を目指した点検整備と改修を行う必要があり、計画に基づき現在長寿命化改修工事に取り組んでいる。 ○自治会が計画的に進める、自治会館の大規模改修等に補助金を交付し、支援を進めている。 ○迅速な初期消火等に有効な防火水槽を充実させる必要がある。 ○消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに、消防団の装備や教育訓練の充実を図る必要がある。 ○老朽化等により、災害時に利用者の安全・安心が懸念される施設が増えてくる。 		
【重要業績指標】	当初の目標値	令和6年度末見込
○木造住宅の耐震化率(建替え含む)	R 7 95.0%	77.3%(R2 中間点検時点)
○市道上丹生摺墨線、市道摺墨小谷線の道路改良	R 4 完了	845m
○市道の排水ポンプ修繕(田部廣瀬線他)	R 2 2箇所	1箇所
○市道のトンネル点検	R 2 1箇所	R 2 湖北隧道点検 R 5 檜鳥坂隧道点検 R 5 椿坂スノーシェット点検
○市道高畑池奥線法面对策	R 4 0.1 km	完了
○市内一円 法面・盛土対策	R 11 2 km	0 km

○市道勝北平方線のアンダーパス停電・節電対策	R 6	1 箇所	完了
○市道勝北平方線のアンダーパス冠水対策	R 6	1 箇所	完了
○市内市道アンダーパス冠水対策	R 11	7 箇所	1 箇所
○市道大戌亥下坂浜線アンダーパス冠水対策	R 11	1 箇所	0 箇所
○地籍調査事業（換算面積）	R 6	1.6 km ²	0.7 km ²
○平田川河川改修工事	R 3	1 km	完了
○準用河川大三六堀河川護岸補修工事	R 4	1 km	完了
○市道の道路改良（田部木之本線、木之本東西1号線、木之本坂口線）	R 9	早期供用開始	R 9 早期供用開始
○市道の転落防止柵整備	R 2	180m	R 2 180m
○消防施設の整理統合	R 11	4 施設	0 施設

（1－2）密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災【重点】			
○引き続き旧耐震基準の木造住宅等の耐震化を進める必要がある。（再掲）			
○引き続き建築物本体及び非構造部材についての耐震化を進める必要がある。（再掲）			
○狭あい道路の拡幅事業を進めているものの、引き続き狭あい道路の解消を図る必要がある。（狭あい道路整備等促進事業）（再掲）			
○大規模災害発生時における道路機能を堅持する（災害に強い道路にする）ため、道路整備計画の更新、橋梁・トンネル等の重要構造物の点検・修繕を実施するとともに、国・県等他の道路管理者との連携・協力を図る必要がある。（再掲）			
○空き家の適正管理指導などで空き家の抑制を図る必要がある。（再掲）			
○迅速な初期消火等に有効な防火水槽を充実させる必要がある。			
○法改正等により、スプリンクラー等の防火設備等を整備する必要がある施設が増える可能性がある。			
○消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに、消防団の装備や教育訓練の充実を図る必要がある。（再掲）			
【重要業績指標】		当初の目標値	令和6年度末見込
○木造住宅の耐震化率（建替え含む）	R 7	95.0%	77.3%（R2 中間点検時点）
○消防団員の現員数	R 6	2,014 人	844 人（消防団再編により最大 854 人）
○自主防災組織の組織率	R 6	100%	77%

（1－3）突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生、また防災インフラの損壊・機能不全等による洪水に対する脆弱な防災能力の長期化（いずれもため池の損壊によるものを含む）【重点】			
○自然災害や局地的な豪雨の発生頻度の増加や、市街地の都市化の進展に伴う雨水の流出量の増加に伴い、内水氾濫の被害リスクを低減する取り組みの必要がある。			
○豪雨等による市道の浸水被害軽減のため、高架下等アンダーパス部の道路排水ポンプを適正に維持管理する必要がある。（再掲）			
○準用河川及び雨水幹線排水路並びに重要な管理河川の整備を計画的に実施し、雨水排水能力を高めることで市街地における家屋、道路施設等への浸水被害を防止する必要がある。			

○令和7年度に滋賀県が想定浸水深の見直しをされるため、令和8年度にハザードマップを更新する必要がある。

○消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに、消防団の装備や教育訓練の充実を図る必要がある。（再掲）

【重要業績指標】	当初の目標値	令和6年度末見込
○下水道による都市浸水対策率	R 7 2.4%	3.7%
○防災（洪水・内水・地震）ハザードマップの改訂	R 2 改訂	完了
○市道の排水ポンプ修繕（田部廣瀬線他）	R 2 2箇所	1箇所
○市道勝北平方線のアンダーパス停電・節電対策	R 6 1箇所	完了
○市道勝北平方線のアンダーパス冠水対策	R 6 1箇所	完了
○平田川河川改修工事	R 3 1km	完了
○準用河川大三六堀河川護岸補修工事	R 4 1km	完了
○湖北町留目排水ポンプ場の施設改修	R 8 1箇所	0箇所
○ため池ハザードマップ作成	R 2 21箇所	完了
○消防団員の現員数	R 6 2,014人	844人（消防団再編により最大854人）

（1-4）琵琶湖の大規模氾濫

○令和7年度に滋賀県が想定浸水深の見直しをされるため、令和8年度にハザードマップを更新する必要がある。（再掲）

○消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに、消防団の装備や教育訓練の充実を図る必要がある。（再掲）

【重要業績指標】	当初の目標値	令和6年度末見込
○消防団員の現員数	R 6 2,014人	844人（消防団再編により最大854人）
○防災（洪水・地震）ハザードマップの改訂	R 2 改訂	完了

（1-5）大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生【重点】

○がけ地の崩壊等による土砂災害のおそれの高い区域から既存住宅の移転及び補強を進める必要があり、補強に対する補助制度を創設したが、十分な活用には至っていない。

○急傾斜地崩壊危険区域として指定された土地について、急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命を保護する必要がある。

○ハザードマップを全戸配布することにより周知を図っているが、住民の避難に対する意識を向上させる必要がある。

○消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに、消防団の装備や教育訓練の充実を図る必要がある。（再掲）

【重要業績指標】	当初の目標値	令和6年度末見込
○急傾斜地崩壊対策事業（布勢町、相撲庭町、高山町）	R 6 3箇所	2箇所

(1-6) 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

- 耐雪診断・耐雪改修の具体的な手法が国から示されておらず、具体的な取組の推進ができていない。
- 冬季の豪雪による雪害を防ぐため、豪雪対策が必要である。
- 木之本地区における冬季間の豪雪対策として、住民の避難経路や物資輸送経路の確保並びに通学児童の安全確保のため、除雪・排雪が困難な狭小路線や通学路等に消雪施設を充実させる必要がある。
- 消雪設備については、老朽化に伴う既存設備の維持・更新箇所が多く、新規設備の設置に至っていない。雪寒基地については、計画的に建設を進めている。雪寒車両については、計画的に更新を進めている。
- 暴風雪や豪雪の自然災害により道路機能が停止し内外部相互のアクセスが途絶し、緊急車両等の通行の確保、経済活動の停滞防止のために、持続可能な雪寒体制の取り組みを行う必要がある。
- 大雪時においても、国道や主要県道の寸断を防ぐため、国・県等の関係機関と、大雪時に必要な情報を適切に共有するなど連携を強化し、幹線道路交通網を確実に確保する必要がある。
- 除雪作業について、市民一人ひとりの協力が得られるよう、周知と啓発を行う必要がある。

【重要業績指標】	当初の目標値	令和6年度末見込
○市道の消雪施設延長（木之本八木屋町伝馬町線、田部廣瀬線、田部木之本線、R9木之本南北1号線、木之本坂口線 他）	7.27 km	<ul style="list-style-type: none"> ・木之本宿地区(5.89km) ・廣瀬地区(0.61km) ・その他消雪管修繕・更新・新設(0.14km) ・井戸修繕、ポンプ取替(7地区) ・センサー制御盤交換(3地区)
○既設消雪施設の洗浄・ポンプ交換・スノーセンサー交換	R6 5箇所	
○市道の消雪設備設置（西村線、堀郷線、森ノ越線、上丹生野神線、沢田線、大井線、上丹生摺墨線、上丹生南北1号線）	R4 完了	整備中
○市道大成亥下坂浜線に消雪設備を設置	R6 1 km	未着手
○雪寒基地建設（木之本、高月、虎姫、長浜、西浅井地区）	R11 5箇所	1箇所
○雪寒車両の更新・増強の整備	R26 103台	97台
○市道路線の除雪作業の実施	R6 継続	継続

目標2：救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

(2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止【重点】		
○災害用食料や物資の備蓄を確保するほか、日常備蓄により備蓄の普及啓発をさらに推進していく必要がある。		
○大規模災害発生時における道路機能を堅持する（災害に強い道路にする）ため、道路整備計画の更新、橋梁・トンネル等の重要構造物の点検・修繕を実施するとともに、国・県等他の道路管理者との連携・協力を図る必要がある。（再掲）		
○一定、県内外を問わず、自治体間や民間企業との締結を図っているが、引き続き拡大を図っていく必要がある。		
○多くの入所者がいる高齢者施設等において、長期の停電等、生命に関わるインフラの供給停止が起こらないように対応を図る必要がある。		
○応援物資の受入態勢を整える必要がある。		
○発電機や燃料の備蓄が必要である。		
○土地境界等の明確化を図り、公共事業の円滑な推進と災害後における早期復興のため、国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査事業を進める必要がある。（再掲）		
【重要業績指標】	当初の目標値	令和6年度末見込
○非常用食料等の備蓄数	R 6 食料 77,910	食料 79,100 食

(2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生【重点】		
○災害用食料や物資の備蓄を確保するほか、日常備蓄により備蓄の普及啓発をさらに推進していく必要がある。（再掲）		
○応援物資の受入態勢を整える必要がある。		
○発電機や燃料の備蓄が必要である。		
○大規模災害発生時における道路機能を堅持する（災害に強い道路にする）ため、道路整備計画の更新、橋梁・トンネル等の重要構造物の点検・修繕を実施するとともに、国・県等他の道路管理者との連携・協力を図る必要がある。（再掲）		
○土地境界等の明確化を図り、公共事業の円滑な推進と災害後における早期復興のため、国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査事業を進める必要がある。（再掲）		
【重要業績指標】	当初の目標値	令和6年度末見込
○非常用食料等の備蓄数	R 6 食料 77,910 食	食料 79,100 食
○市道高畑池奥線法面対策	R 4 0.1 km	完了
○市内一円 法面・盛土対策	R 11 2 km	0 km
○市道勝北平方線のアンダーパス停電・節電対策	R 6 1 箇所	完了
○市道勝北平方線のアンダーパス冠水対策	R 6 1 箇所	完了
○市内市道アンダーパス冠水対策	R 11 7 箇所	1 箇所
○市道大成亥下坂浜線アンダーパス冠水対策	R 11 1 箇所	0 箇所
○地籍調査事業（換算面積）	R 6 1.6 km ²	0.7 km ²
○平田川河川改修工事	R 3 1 km	完了

(2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		
○受援計画の詳細な運用内容を検討する必要がある。		
○協定締結した市町との継続した備蓄資機材等の情報共有や連携を図る必要がある。		
【重要業績指標】	当初の目標値	令和6年度末見込
○災害時受援計画の策定	R 6 策定	完了
○被災等による救助・救急活動等の応援協定締結	R 6 維持	21 市町

(2-4) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱		
○一時滞在施設（公共施設・民間施設）の確保を行う必要がある。		
○災害用食料や物資の備蓄を確保するほか、日常備蓄により備蓄の普及啓発をさらに推進していく必要がある。（再掲）		
○災害応援協定を締結した団体等との連絡や情報提供を定期的に行い、連携体制の強化を行う必要がある。		
○大規模災害発生時における道路機能を堅持する（災害に強い道路にする）ため、道路整備計画の更新、橋梁・トンネル等の重要構造物の点検・修繕を実施するとともに、国・県等他の道路管理者との連携・協力を図る必要がある。（再掲）		
【重要業績指標】	当初の目標値	令和6年度末見込
○非常用食料等の備蓄数	R 6 食料 77,910 食	食料 79,100 食

(2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		
○滋賀県広域災害時における医療救護活動指針に基づく、医療機関の被災状況確認から報告、要請までの訓練が必要である。		
○災害時における、医療機関の被災状況確認から報告、要請までの訓練に参加し、県災害医療湖北地方本部や各医療機関等との連携を図る必要がある。		
○関係機関との協議やマニュアル等の整備を行う必要がある。		
○個人・自治会において感染症予防に備える必要がある。		
○消毒液やグローブ、マスクなどの備蓄品の確保・更新をする必要がある。		
○大規模災害発生時における道路機能を堅持する（災害に強い道路にする）ため、道路整備計画の更新、橋梁・トンネル等の重要構造物の点検・修繕を実施するとともに、国・県等他の道路管理者との連携・協力を図る必要がある。（再掲）		
○多くの入所者がいる高齢者施設等において、長期の停電等、生命に関わるインフラの供給停止が起こらないように対応を図る必要がある。（再掲）		

(2-6) 被災地における感染症等の大規模発生		
○個人・自治会において感染症予防に備える必要がある。（再掲）		
○県と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する必要がある（再掲）		

(2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
○含有調査の補助制度を設け実施しているほか、アスベストを含有する建築物に対し指導を行っている。		
○市民まちづくりセンターにおける大規模改修の際は多目的トイレの設置など、バリアフリー化を行っている。		

- 避難所の安全な避難のため、要配慮者が支障なく過ごせるよう、大規模改修時には多目的トイレの設置など、バリアフリー化を推進する必要がある。
- 引き続き地域の防災リーダーの育成を図っていく必要がある。

目標 3 : 必要不可欠な行政機能を確保する

(3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下		
○定期的に業務継続計画を見直し、実効性を確保する必要がある。		
○災害対策本部機能（①情報の収集と分析、②分析に基づく現状把握と今後の予測、③対策の決定と遂行）を円滑に進めていくため対応職員の統一した状況認識を持つ必要がある。		
【重要業績指標】	当初の目標値	令和6年度末見込
○業務継続計画の策定	R 6 改訂	完了
○災害時受援計画の策定	R 6 策定	完了

目標 4 : 経済活動を機能不全に陥らせない

(4-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下		
○大規模災害発生時における道路機能を堅持する（災害に強い道路にする）ため、道路整備計画の更新、橋梁・トンネル等の重要構造物の点検・修繕を実施するとともに、国・県等他の道路管理者との連携・協力を図る必要がある。（再掲）		
○経済団体等と協力し、事業所に対して事業継続計画の策定支援及び普及活動を実施する必要がある。		
(4-2) 有害物質・油の大規模拡散・流出		
○油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずるよう事業者へ啓発する必要がある。		
○火災予防・消防活動体制を充実する。		
【重要業績指標】	当初の目標値	令和6年度末見込
○消防団員の現員数	R 6 2,014 人	844 人（消防団再編により最大 854 人）

(4-3) 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響		
○大規模災害発生時における道路機能を堅持する（災害に強い道路にする）ため、道路整備計画の更新、橋梁・トンネル等の重要構造物の点検・修繕を実施するとともに、国・県等他の道路管理者との連携・協力を図る必要がある。（再掲）		

(4-4) 食料等の安定供給の停滞		
○災害用食料や物資の備蓄を確保するほか、日常備蓄により備蓄の普及啓発をさらに推進していく必要がある。（再掲）		
○協定を結んでいる県内外の自治体や民間企業との定期的な情報共有を図る必要がある。		

○大規模災害発生時における道路機能を堅持する（災害に強い道路にする）ため、道路整備計画の更新、橋梁・トンネル等の重要構造物の点検・修繕を実施するとともに、国・県等他の道路管理者との連携・協力を図る必要がある。（再掲）

（４－５）農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下

○農地への被害による荒廃に対し、必要な農地の復旧は行うが、耕作者がいない農地の復旧については、周辺農地との関連等を考慮しながら判断する必要がある。

○農山漁村集落の衰退・消滅（地域コミュニティ機能の低下）を防ぐため、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図っていく必要がある。

○農山漁村集落が衰退・消滅し、地域コミュニティが低下するとともに、国土保全や水源涵養等の農業・農村等の有する多面的機能の低下を防ぐため、地域における共同活動の継続的な実施を通じて、地域防災力の向上にも資する農村等のコミュニティの維持・活性化を図る必要がある。

【重要業績指標】	当初の目標値	令和6年度末見込
○ため池ハザードマップ作成	R 6 21箇所	完了
○耕作放棄地面積	R 6 44ha	50ha
○防護柵整備延長	R 6 200 km	185.2 km
○捕獲従事者数	R 6 180人	146人

（４－６）原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散

○原子力防災における市民及び関係機関の災害対応力の強化を図る必要がある。

○引き続き各原子力発電所との情報共有、連携強化を維持していく必要がある。

○過酷事故からの広域避難の体制に、国、滋賀県、関係市町との情報共有、調整を図り、引き続き体制構築を努める必要がある。

目標5：情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

（５－１）テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラ障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

○市庁舎などの防災拠点、情報通信システムや各種サーバを置く施設等について、災害対応活動を維持するために、長期電源途絶等に対応できるよう非常用発電機等の適正な維持管理が必要である。

○防災行政無線の更新、防災行政無線との連携システムの整備し、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る必要がある。

○緊急時における情報収集・伝達体制の充実を図る必要がある。

○国や県、市からの緊急情報を、メールやLINEなどで瞬時に伝達する必要がある。

○消防団再編に伴い、地域における防災体制強化のため、継続的に防災に関する啓発等を進め、防災資機材や備蓄品等を確保する必要がある。

【重要業績指標】	当初の目標値	令和6年度末見込
○メール配信サービス（防災）登録者数	R 6 20,000人	30,000人

○自主防災組織の組織率	R 6 100%	77%
-------------	----------	-----

(5-2) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止		
○関係団体との応援協定に基づき、引き続き供給体制の整備に向けた定期的な連絡や情報共有を行い、連携体制の強化を図る必要がある。		

(5-3) 上下水道施設の長期間にわたる供給停止		
○水道施設については、継続的に基幹管路の耐震化を実施する。		
○大規模災害に備え、各関係機関との応急給水に関する連携が必要である。		
○関係団体との応援協定に基づき、引き続き定期的な連絡や情報共有を行い、連携体制の強化を図る必要がある。		
○公共下水道施設の耐震診断を実施し、施設状況を確認した上で耐震化を推進する必要がある。		
○大規模災害の場合でも従来よりも速やかに機能を復旧させる、「業務継続計画」の定期的な見直しを行い、防災対応力の向上を図る必要がある。		
○水道施設における基幹管路の耐震性向上を図る必要がある。下水道については早期復旧を図る体制整備が課題となっている。		
【重要業績指標】	当初の目標値	令和6年度末見込
○公共下水道施設の耐震化率（主な重要幹線）	R 6 3%	52.1%

(5-4) 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止		
○大規模災害発生時における道路機能を堅持する（災害に強い道路にする）ため、道路整備計画の更新、橋梁・トンネル等の重要構造物の点検・修繕を実施するとともに、国・県等他の道路管理者との連携・協力を図る必要がある。（再掲）		
○豪雨等による市道の浸水被害軽減のため、高架下等アンダーパス部の道路排水ポンプを適正に維持管理する必要がある。（再掲）		
○市道の安全かつ円滑な通行を確保するため、整備や修繕を行う必要がある。（再掲）		
○狭あい道路の拡幅事業を進めているものの、引き続き狭あい道路の解消を図る必要がある。（狭あい道路整備等促進事業）（再掲）		
○引き続き旧耐震基準の木造住宅等の耐震化を進める必要がある。（再掲）		
○通行障害建築物の残存が一定数ある。		
○避難路等に面する危険性の高いブロック塀に対し補助制度により除却を推進しているほか、ポスティング等により啓発を実施している。		
○空き家の適正管理指導などで空き家の抑制を図る必要がある。（再掲）		
【重要業績指標】	当初の目標値	令和6年度末見込
○市道上丹生摺墨線、市道摺墨小谷線の道路改良	R 4 完了	845m
○市道の排水ポンプ修繕（田部廣瀬線他）	R 2 2箇所	R 2 1箇所 湖北隧道点検
○市道のトンネル点検	R 2 1箇所	R 5 樫鳥坂隧道点検 R 5 樺坂スノーシェッド点検

○市道高畑池奥線法面対策	R 4	0.1 km	完了
○市内一円 法面・盛土対策	R 11	2 km	0 km
○市道勝北平方線のアンダーパス停電・節電対策	R 6	1箇所	完了
○市道勝北平方線のアンダーパス冠水対策	R 6	1箇所	完了
○市内市道アンダーパス冠水対策	R 11	7箇所	1箇所
○市道大成亥下坂浜線アンダーパス冠水対策	R 11	1箇所	0箇所
○平田川河川改修工事	R 3	1 km	完了
○準用河川大三六堀河川護岸補修工事	R 4	1 km	完了
○市道の道路改良（田部木之本線、木之本東西1号線、木之本坂口線）	R 9	早期供用開始	R 9 早期供用開始
○市道の転落防止柵整備	R 2	180m	R 2 180m
○通行障害建築物の数	R 7	0棟	124棟（R2 中間点検時点）
○木造住宅の耐震化率（建替え含む）	R 7	95.0%	77.3%（R2 中間点検時点）

目標6：地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(6-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態		
○策定した災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の対応を行っていくと同時に実際に発生した災害現場の状況も踏まえた対応を図る必要がある。		
○災害廃棄物には、大量のガレキ・土砂等が発生することが予測されるため、広域支援体制の構築が必要である。		
○災害廃棄物等の円滑な処理のため、市内の一般廃棄物処理業許可業者等と協定締結を図る必要がある。		
○復旧活動展開の基礎となる廃棄物処理施設の整備が必要であり、整備中である。		
【重要業績指標】	当初の目標値	令和6年度末見込
○新一般廃棄物処理施設[マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設]整備（湖北広域行政事務センター）	R 10 完了	整備中

(6-2) 災害対応・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態		
○判定士確保のほか、コーディネーターや判定調整員になれる人材を引続き確保していく必要がある。		
○ボランティア活動が円滑に行えるための体制及び備品等の整備を行う必要がある。		
○長浜市社会福祉協議会職員及び地域ボランティアの育成を進める必要がある。		
○引き続き、復旧に携わる人材の確保を図るため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る必要がある。		

(6-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

○消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに、消防団の装備や教育訓練の充実を図る必要がある。(再掲)
 ○消防団再編に伴い、地域における防災体制強化のため、継続的に防災に関する啓発等を進め、防災資機材や備蓄品等を確保する必要がある。

【重要業績指標】	当初の目標値	令和6年度末見込
○消防団員の現員数	R6 2,014人	844人(消防団再編により最大854人)
○自主防災組織の組織率	R6 100%	77%

(6-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

○大規模災害発生時における道路機能を堅持する(災害に強い道路にする)ため、道路整備計画の更新、橋梁・トンネル等の重要構造物の点検・修繕を実施するとともに、国・県等他の道路管理者との連携・協力を図る必要がある。(再掲)

(6-5) 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市経済等への甚大な影響

○風評被害等に対応するため、被害状況の正確な情報を迅速に発信する機能を維持する必要がある。(再掲)

別紙資料 2

個別・横断的施策分野別重要業績指標（K P I）一覧

個別施策分野

<行政機能/警察・消防等>

重要業績指標	事業名	関連計画	期間	指標の現状値	指標の目標値
市道の道路改良・修繕	木之本宿地区都市再生整備計画事業	都市再生整備計画「木之本宿地区」	令和9年度以降完了	1,070m	2,200m
市道の道路改良・修繕	市道余呉川左岸大音黒田線改良事業	長浜市道路整備アクションプログラム	令和11年度以降完了	新規	1,360m
市道の道路改良・修繕	市道木之本黒田大音改良事業	長浜市道路整備アクションプログラム	令和11年度以降完了	新規	770m
橋梁長寿命化事業	橋梁長寿命化事業	長浜市橋梁長寿命化計画	毎年度	毎年度点検 毎年度修繕	毎年度点検 毎年度修繕
トンネルの点検、維持管理	湖北隧道維持管理事業	長浜市トンネル長寿命化修繕計画	5年に1回点検	R2点検	R9～閉塞開始
トンネルの点検、維持管理	榑鳥坂隧道維持管理事業（R5に県から移管）	長浜市トンネル長寿命化修繕計画	5年に1回点検	R5点検	R10点検
スノーシェッド施設の点検・維持管理	榑坂スノーシェッド維持管理事業	長浜市シェッド長寿命化修繕計画	5年に1回点検	R5点検	R10点検
アンダーパス、地下横断歩道4施設（高月（国8）、熊野、黒田、宇根本アンダー）の機能保全と監視機器の整備	アンダーパス・地下歩道維持管理事業	—	令和9年度以降完了	宇根本アンダー発電機交換（R2）	宇根本アンダーの水位遠隔監視装置（R9実施）
アンダーパス（平方、下坂浜、田村、大戌亥、加田、神照、川崎、田、西大井、柿ノ木、八日市）の機能保全	アンダーパス・地下歩道維持管理事業	—	令和13年度完了	R5：平方、大戌亥、西大井の部分更新 R6：川崎の部分更新	各所、1～2箇年で設備更新を行い、R13を目途に設備更新を完了させる。
重要河川の改修・浚渫	重要河川の改修・浚渫事業	—	令和11年度以降完了	随時実施	重要河川の通水能力の向上
雨水貯留施設の維持管理：2施設	雨水貯留施設維持管理事業	—	令和11年度以降完了	遠隔監視装置：1施設設置	木之本調整池遠隔監視装置設置
消雪水源の更新・新設	木之本宿地区都市再生整備計画事業	都市再生整備計画「木之本宿地区」	令和9年度以降完了	消雪管：5.89km ポンプ：—	消雪管：6.84km ポンプ：1箇所
消雪水源の更新・新設	廣瀬地区消雪設備整備事業	長浜市雪寒対策基本計画	令和11年度以降完了	消雪管：0.61km	消雪管：1.59km

消雪水源の更新・新設	消雪設備修繕・更新・新設事業	長浜市雪寒対策基本計画	令和11年度以降完了	井戸・ポンプ修繕：7箇所 センサー修繕：3箇所	井戸・ポンプ修繕：15箇所 センサー修繕：6箇所
雪寒基地整備	雪寒基地整備事業	長浜市雪寒対策基本計画	令和18年度完了	木之本地区：完了	高月地区 R7～R9 虎姫地区 R10～R12 長浜地区 R13～R15 西浅井地区 R16～R18
除雪機械の更新	除雪機械更新事業	長浜市雪寒対策基本計画	毎年度	20台更新	36台更新
市道の消雪設備更新（祝山線）	消雪設備修繕・更新・新設事業	長浜市雪寒対策基本計画	令和8年度完了	新規	消雪管 L=0.26km
市道上丹生摺墨線、市道摺墨小谷線の道路改良	丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備事業	・丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備計画 ・道路の整備に関するプログラム	令和9年度以降完了	R6 845m	R9 1,765m
市道の消雪設備設置（西村線、堀郷線、森ノ越線、上丹生野上線、沢田線、大井線、上丹生摺墨線、上丹生南北1号線）	丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備事業	・丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備計画 ・道路の整備に関するプログラム	令和9年度以降完了	R6 整備中	R9 完了
新一般廃棄物処理施設[マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設]整備（湖北広域行政事務センター） ※有機性廃棄物リサイクル推進施設については、R7完了	湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備運営事業	・湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備基本計画 ・長浜市・米原市地域循環型社会形成推進地域計画	令和10年に完了	R6 整備中	R10 完了
メール配信サービス（防災）登録者数	情報手段拡充事業	・長浜市地域防災計画	毎年度	30,000人	45,000人
消防団屯所更新	消防団運営事業	・長浜市総合計画基本計画 ・長浜市地域防災計画	隔年度	R6 1箇所	R11 4箇所
ホース乾燥柱更新	消防団運営事業	・長浜市総合計画基本計画 ・長浜市地域防災計画	毎年度	R6 5箇所	R11 10箇所
消防ポンプ車更新	消防団運営事業 消防団配備車両更新事業	・長浜市総合計画基本計画 ・長浜市地域防災計画	毎年度	R6 6台	R11 14台

自主防災組織の組織率	自主防災組織育成事業	・長浜市総合計画基本計画 ・長浜市地域防災計画	毎年度	77.0%	90.0%
------------	------------	----------------------------	-----	-------	-------

<住宅・都市>

重要業績指標	事業名	関連計画	期間	指標の現状値	指標の目標値
市道の道路改良・修繕（再掲）	木之本宿地区都市再生整備計画事業	都市再生整備計画「木之本宿地区」	令和9年度以降完了	1,070m	2,200m
市道の道路改良・修繕（再掲）	市道余呉川左岸大音黒田線改良事業	長浜市道路整備アクションプログラム	令和11年度以降完了	新規	1,360m
市道の道路改良・修繕（再掲）	市道木之本黒田大音改良事業	長浜市道路整備アクションプログラム	令和11年度以降完了	新規	770m
橋梁長寿命化事業（再掲）	橋梁長寿命化事業	長浜市橋梁長寿命化計画	毎年度	毎年度点検 毎年度修繕	毎年度点検 毎年度修繕
トンネルの点検・維持管理（再掲）	湖北隧道維持管理事業	長浜市トンネル長寿命化修繕計画	5年に1回点検	R2点検	R9～閉塞開始
トンネルの点検・維持管理（再掲）	榑鳥坂隧道維持管理事業（R5に県から移管）	長浜市トンネル長寿命化修繕計画	5年に1回点検	R5点検	R10点検
スノーシェッド施設の点検・維持管理（再掲）	榑坂スノーシェッド維持管理事業	長浜市シェッド長寿命化修繕計画	5年に1回点検	R5点検	R10点検
重要河川の改修・浚渫（再掲）	重要河川の改修・浚渫事業	—	令和11年度以降完了	随時実施	重要河川の通水能力の向上
雨水貯留施設の維持管理：2施設（再掲）	雨水貯留施設維持管理事業	—	令和11年度以降完了	遠隔監視装置：1施設	木之本調整池遠隔監視装置設置
急傾斜地崩壊対策事業（布勢町、相撲庭町、高山町）	急傾斜地崩壊対策事業	長浜市総合計画実施計画	令和9年度完了	R6 2箇所完了	R9 3箇所完了
木造住宅の耐震化率（建替え）を含む	住宅・建築物安全ストック形成事業	長浜市耐震改修促進計画	毎年度	77.3%（R2中間点検時点）	R17 おおむね解消
通行障害建築物の数	住宅・建築物安全ストック形成事業	長浜市耐震改修促進計画	毎年度	124棟（R2中間点検時点）	早期におおむね解消
下水道による都市浸水対策率	浸水被害軽減対策事業	長浜市下水道ビジョン	令和9年度完了	R6 3.7%	R9 4%
公共下水道施設の耐震化率（主な重要幹線）	下水道施設耐震化事業	—	毎年度	R6 52.1%	R7 計画策定し目標値設定
地籍調査事業（換算面積）	地籍調査事業	国土調査事業十箇年計画	毎年度	R6 0.7km ²	R11 1.4km ²

<保健医療・福祉>

重要業績指標	事業名	関連計画	期間	指標の現状値	指標の目標値
備品品目数	地域福祉事業	・長浜市地域防災計画 ・災害ボランティアセンター設置運営マニュアル	毎年度	R6 49品目	R11 53品目

<エネルギー>

重要業績指標	事業名	関連計画	期間	指標の現状値	指標の目標値
新一般廃棄物処理施設[マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設]整備（湖北広域行政事務センター） ※有機性廃棄物リサイクル推進施設については、R7完了（再掲）	湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備運営事業	・湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備基本計画 ・長浜市・米原市地域循環型社会形成推進地域計画	令和10年に完了	R6 整備中	R10 完了

<交通・物流>

重要業績指標	事業名	関連計画	期間	指標の現状値	指標の目標値
市道の道路改良・修繕（再掲）	木之本宿地区都市再生整備計画事業	都市再生整備計画「木之本宿地区」	令和9年度以降完了	1,070m	2,200m
市道の道路改良・修繕（再掲）	市道余呉川左岸大音黒田線改良事業	長浜市道路整備アクションプログラム	令和11年度以降完了	新規	1,360m
市道の道路改良・修繕（再掲）	市道木之本黒田大音改良事業	長浜市道路整備アクションプログラム	令和11年度以降完了	新規	770m
橋梁長寿命化事業（再掲）	橋梁長寿命化事業	長浜市橋梁長寿命化計画	毎年度	毎年度点検 毎年度修繕	毎年度点検 毎年度修繕
トンネルの点検、維持管理（再掲）	湖北隧道維持管理事業	長浜市トンネル長寿命化修繕計画	5年に1回点検	R2点検	R9～閉塞開始
トンネルの点検、維持管理（再掲）	檜島坂隧道維持管理事業（R5に県から移管）	長浜市トンネル長寿命化修繕計画	5年に1回点検	R5点検	R10点検
スノーシェッド施設の点検・維持管理（再掲）	椿坂スノーシェッド維持管理事業	長浜市シェッド長寿命化修繕計画	5年に1回点検	R5点検	R10点検

アンダーパス、地下横断歩道4施設（高月（国8）、熊野、黒田、宇根本アンダー）の機能保全と監視機器の整備（再掲）	アンダーパス・地下歩道維持管理事業	—	令和9年度以降完了	宇根本アンダー発電機交換(R2)	宇根本アンダーの水位遠隔監視装置(R9実施)
アンダーパス（平方、下坂浜、田村、大戌亥、加田、神照、川崎、田、西大井、柿ノ木、八日市）の機能保全（再掲）	アンダーパス・地下歩道維持管理事業	—	令和13年度完了	R5：平方、大戌亥、西大井の部分更新 R6：川崎の部分更新	各所、1～2箇年で設備更新を行い、R13を目途に設備更新を完了させる。
重要河川の改修・浚渫（再掲）	重要河川の改修・浚渫事業	—	令和11年度以降完了	随時実施	重要河川の通水能力の向上
雨水貯留施設の維持管理：2施設（再掲）	雨水貯留施設維持管理事業	—	令和11年度以降完了	遠隔監視装置：1施設設置	木之本調整池遠隔監視装置設置
消雪水源の更新・新設（再掲）	木之本宿地区都市再生整備計画事業	都市再生整備計画「木之本宿地区」	令和9年度以降完了	消雪管：5.89km ポンプ：—	消雪管：6.84km ポンプ：1箇所
消雪水源の更新・新設（再掲）	廣瀬地区消雪設備整備事業	長浜市雪寒対策基本計画	令和11年度以降完了	消雪管：0.61km	消雪管：1.59km
消雪水源の更新・新設（再掲）	消雪設備修繕・更新・新設事業	長浜市雪寒対策基本計画	令和11年度以降完了	井戸・ポンプ修繕：7箇所 センサー修繕：3箇所	井戸・ポンプ修繕：15箇所 センサー修繕：6箇所
雪寒基地整備（再掲）	雪寒基地整備事業	長浜市雪寒対策基本計画	令和18年度完了	木之本地区：完了	高月地区 R7～R9 虎姫地区 R10～R12 長浜地区 R13～R15 西浅井地区 R16～R18
除雪機械の更新（再掲）	除雪機械更新事業	長浜市雪寒対策基本計画	毎年度	20台更新	36台更新
市道の消雪設備更新（祝山線）（再掲）	消雪設備修繕・更新・新設事業	長浜市雪寒対策基本計画	令和8年度完了	新規	消雪管 L=0.26km
市道上丹生摺墨線、市道摺墨小谷線の道路改良（再掲）	丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備事業	・丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備計画 ・道路の整備に関するプログラム	令和9年以降完了	R6 845m	R9 1,765m
市道の消雪設備設置（西村線、堀郷線、森ノ越線、上丹生野上線、沢田線、大井線、上丹生摺墨線、上丹生南北1号線）（再掲）	丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備事業	・丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備計画 ・道路の整備に関するプログラム	令和9年以降完了	R6 整備中	R9 完了

<農林水産>

重要業績指標	事業名	関連計画	期間	指標の現状値	指標の目標値
防護柵整備延長	有害鳥獣対策事業	湖北地域鳥獣被害防止計画	毎年度	R 5 185.2km	R11 208.4 km
捕獲従事者数	有害鳥獣対策事業	湖北地域鳥獣被害防止計画	毎年度	R 5 146人	R11 150人

<国土保全・土地利用>

重要業績指標	事業名	関連計画	期間	指標の現状値	指標の目標値
急傾斜地崩壊対策事業（布勢町、相撲庭町、高山町）（再掲）	急傾斜地崩壊対策事業	長浜市総合計画実施計画	令和9年度完了	R 6 2箇所完了	R 9 3箇所完了
下水道による都市浸水対策率（再掲）	浸水被害軽減対策事業	長浜市下水道ビジョン	令和9年度完了	R 6 3.7%	R 9 4%
地籍調査事業（換算面積）（再掲）	地籍調査事業	国土調査事業十箇年計画	毎年度	R 6 0.7 km ²	R11 1.4 km ²

<環境>

重要業績指標	事業名	関連計画	期間	指標の現状値	指標の目標値
新一般廃棄物処理施設[マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設]整備（湖北広域行政事務センター） ※有機性廃棄物リサイクル推進施設については、R 7完了（再掲）	湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備運営事業	・湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備基本計画 ・長浜市・米原市地域循環型社会形成推進地域計画	令和10年に完了	R 6 整備中	R10 完了

横断的施策分野

【リスクコミュニケーション】

重要業績指標	事業名	関連計画	期間	指標の現状値	指標の目標値
市道の道路改良・修繕（再掲）	木之本宿地区都市再生整備計画事業	都市再生整備計画「木之本宿地区」	令和9年度以降完了	1,070m	2,200m
市道の道路改良・修繕（再掲）	市道余呉川左岸大音黒田線改良事業	長浜市道路整備アクションプログラム	令和11年度以降完了	新規	1,360m
市道の道路改良・修繕（再掲）	市道木之本黒田大音改良事業	長浜市道路整備アクションプログラム	令和11年度以降完了	新規	770m

橋梁長寿命化事業 (再掲)	橋梁長寿命化事業	長浜市橋梁長寿命化 画	毎年度	毎年度点検 毎年度修繕	毎年度点検 毎年度修繕
トンネルの点検、 維持管理 (再掲)	湖北隧道維持管理事 業	長浜市トンネル長寿 命化修繕計画	5年に1回点検	R2点検	R9～閉塞開始
トンネルの点検、 維持管理 (再掲)	樫島坂隧道維持管理 事業 (R5 に県から移 管)	長浜市トンネル長寿 命化修繕計画	5年に1回点検	R5点検	R10点検
スノーシェッド施 設の点検・維持管 理 (再掲)	椿坂スノーシェッド 維持管理事業	長浜市シェッド長寿 命化修繕計画	5年に1回点検	R5点検	R10点検
アンダーパス、地 下横断歩道4施設 (高月(国8)、 熊野、黒田、宇根 本アンダー)の機 能保全と監視機器 の整備 (再掲)	アンダーパス・地下歩道 維持管理事業	—	令和9年度以降完了	宇根本アンダー・発 電機交換(R2)	宇根本アンダーの水 位遠隔監視装置 (R9実施)
アンダーパス(平 方、下坂浜、田 村、大戊亥、加 田、神照、川崎、 田、西大井、柿 ノ木、八日市)の機 能保全 (再掲)	アンダーパス・地下歩道 維持管理事業	—	令和13年度完了	R5:平方、大 戊亥、西大井 の部分更新 R6:川崎の部 分更新	各所、1～2箇 年で設備更新を 行い、R13を目途 に設備更新を完 了させる。
重要河川の改修・ 浚渫 (再掲)	重要河川の改修・浚 渫事業	—	令和11年度以降完了	随時実施	重要河川の通水 能力の向上
雨水貯留施設の維 持管理:2施設 (再掲)	雨水貯留施設維持管 理事業	—	令和11年度以降完了	遠隔監視装 置:1施設設 置	木之本調整池遠 隔監視装置設置
消雪水源の更新・ 新設 (再掲)	木之本宿地区都市再 生整備計画事業	都市再生整備計画 「木之本宿地区」	令和9年度以降完了	消雪管: 5.89km ポンプ:—	消雪管:6.84km ポンプ:1箇所
消雪水源の更新・ 新設 (再掲)	廣瀬地区消雪設備整 備事業	長浜市雪寒対策基本 計画	令和11年度以降完了	消雪管: 0.61km	消雪管:1.59km
消雪水源の更新・ 新設 (再掲)	消雪設備修繕・更 新・新設事業	長浜市雪寒対策基本 計画	令和11年度以降完了	井戸・ポンプ 修繕:7箇所 センサー修繕:3 箇所	井戸・ポンプ修 繕:15箇所 センサー修繕:6箇 所
雪寒基地整備 (再 掲)	雪寒基地整備事業	長浜市雪寒対策基本 計画	令和18年度完了	木之本地区: 完了	高月地区 R7～R9 虎姫地区 R10～R12 長浜地区 R13～R15 西浅井地区 R16～R18
除雪機械の更新 (再掲)	除雪機械更新事業	長浜市雪寒対策基本 計画	毎年度	20台更新	36台更新
市道の消雪設備更 新(祝山線)(再 掲)	消雪設備修繕・更 新・新設事業	長浜市雪寒対策基本 計画	令和8年度完了	新規	消雪管L=0.26km
市道上丹生摺墨 線、市道摺墨小谷 線の道路改良(再 掲)	丹生ダム建設事業の 中止に伴う地域整備 事業	・丹生ダム建設事業 の中止に伴う地域整 備計画 ・道路の整備に関す るプログラム	令和9年以降完了	R6 845m	R9 1,765m

市道の消雪設備設置（西村線、堀郷線、森ノ越線、上丹生野上線、沢田線、大井線、上丹生摺墨線、上丹生南北1号線）（再掲）	丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備事業	・丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備計画 ・道路の整備に関するプログラム	令和9年度以降完了	R6 整備中	R9 完了
急傾斜地崩壊対策事業（布勢町、相撲庭町、高山町）（再掲）	急傾斜地崩壊対策事業	長浜市総合計画実施計画	令和9年度完了	R6 2箇所完了	R9 3箇所完了
メール配信サービス（防災）登録者数（再掲）	情報手段拡充事業	・長浜市地域防災計画	毎年度	R6 30,000人	R11 45,000人
自主防災組織の組織率（再掲）	自主防災組織育成事業	・長浜市総合計画基本計画 ・長浜市地域防災計画	毎年度	77.0%	90.0%

【老朽化対策】

重要業績指標	事業名	関連計画	期間	指標の現状値	指標の目標値
市道の道路改良・修繕（再掲）	木之本宿地区都市再生整備計画事業	都市再生整備計画「木之本宿地区」	令和9年度以降完了	1,070m	2,200m
市道の道路改良・修繕（再掲）	市道余呉川左岸大音黒田線改良事業	長浜市道路整備アクションプログラム	令和11年度以降完了	新規	1,360m
市道の道路改良・修繕（再掲）	市道木之本黒田大音改良事業	長浜市道路整備アクションプログラム	令和11年度以降完了	新規	770m
橋梁長寿命化事業（再掲）	橋梁長寿命化事業	長浜市橋梁長寿命化計画	毎年度	毎年度点検 毎年度修繕	毎年度点検 毎年度修繕
トンネルの点検、維持管理（再掲）	湖北隧道維持管理事業	長浜市トンネル長寿命化修繕計画	5年に1回点検	R2点検	R9～閉塞開始
トンネルの点検、維持管理（再掲）	榑鳥坂隧道維持管理事業（R5に県から移管）	長浜市トンネル長寿命化修繕計画	5年に1回点検	R5点検	R10点検
スノーシェッド施設の点検・維持管理（再掲）	榑坂スノーシェッド維持管理事業	長浜市シェッド長寿命化修繕計画	5年に1回点検	R5点検	R10点検
アンダーパス、地下横断歩道4施設（高月（国8）、熊野、黒田、宇根本アンダー）の機能保全と監視機器の整備（再掲）	アンダーパス・地下歩道維持管理事業	—	令和9年度以降完了	宇根本アンダー発電機交換（R2）	宇根本アンダーの水位遠隔監視装置（R9実施）
アンダーパス（平方、下坂浜、田村、大戊亥、加田、神照、川崎、田、西大井、柿ノ木、八日市）の機能保全（再掲）	アンダーパス・地下歩道維持管理事業	—	令和13年度完了	R5：平方、大戊亥、西大井の部分更新 R6：川崎の部分更新	各所、1～2箇年で設備更新を行い、R13を目途に設備更新を完了させる。

重要河川の改修・浚渫（再掲）	重要河川の改修・浚渫事業	—	令和11年度以降完了	随時実施	重要河川の通水能力の向上
雨水貯留施設の維持管理：2施設（再掲）	雨水貯留施設維持管理事業	—	令和11年度以降完了	遠隔監視装置：1施設	木之本調整池遠隔監視装置設置
消雪水源の更新・新設（再掲）	木之本宿地区都市再生整備計画事業	都市再生整備計画「木之本宿地区」	令和9年度以降完了	消雪管：5.89km ポンプ：—	消雪管：6.84km ポンプ：1箇所
消雪水源の更新・新設（再掲）	廣瀬地区消雪設備整備事業	長浜市雪寒対策基本計画	令和11年度以降完了	消雪管：0.61km	消雪管：1.59km
消雪水源の更新・新設（再掲）	消雪設備修繕・更新・新設事業	長浜市雪寒対策基本計画	令和11年度以降完了	井戸・ポンプ修繕：7箇所 センサー修繕：3箇所	井戸・ポンプ修繕：15箇所 センサー修繕：6箇所
雪寒基地整備（再掲）	雪寒基地整備事業	長浜市雪寒対策基本計画	令和18年度完了	木之本地区：完了	高月地区 R7～R9 虎姫地区 R10～R12 長浜地区 R13～R15 西浅井地区 R16～R18
除雪機械の更新（再掲）	除雪機械更新事業	長浜市雪寒対策基本計画	毎年度	20台更新	36台更新
市道上丹生摺墨線、市道摺墨小谷線の道路改良（再掲）	丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備事業	・丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備計画 ・道路の整備に関するプログラム	令和9年以降完了	R6 845m	R9 1,765m
消防団屯所更新（再掲）	消防団運営事業	・長浜市総合計画基本計画 ・長浜市地域防災計画	隔年度	R6 1箇所	R11 4箇所
ホース乾燥柱更新（再掲）	消防団運営事業	・長浜市総合計画基本計画 ・長浜市地域防災計画	毎年度	R6 5箇所	R11 10箇所
消防ポンプ車更新（再掲）	消防団運営事業 消防団配備車両更新事業	・長浜市総合計画基本計画 ・長浜市地域防災計画	毎年度	R6 6台	R11 14台
新一般廃棄物処理施設[マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設]整備（湖北広域行政事務センター） ※有機性廃棄物リサイクル推進施設については、R7完了（再掲）	湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備運営事業	・湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備基本計画 ・長浜市・米原市地域循環型社会形成推進地域計画	令和10年に完了	R6 整備中	R10 完了

【デジタル活用】

重要業績指標	事業名	関連計画	期間	指標の現状値	指標の目標値
アンダーパス、地下横断歩道4施設（高月（国8）、熊野、黒田、宇根本アンダー）の機能保全と監視機器の整備（再掲）	アンダーパス・地下歩道維持管理事業	—	令和9年度以降完了	宇根本アンダー発電機交換(R2)	宇根本アンダーの水位遠隔監視装置(R9実施)
アンダーパス（平方、下坂浜、田村、大戊亥、加田、神照、川崎、田、西大井、柿ノ木、八日市）の機能保全（再掲）	アンダーパス・地下歩道維持管理事業	—	令和13年度完了	R5：平方、大戊亥、西大井の部分更新 R6：川崎の部分更新	各所、1～2箇年で設備更新を行い、R13を目途に設備更新を完了させる。
雨水貯留施設の維持管理：2施設（再掲）	雨水貯留施設維持管理事業	—	令和11年度以降完了	遠隔監視装置：1施設設置	木之本調整池遠隔監視装置設置
消雪水源の更新・新設（再掲）	木之本宿地区都市再生整備計画事業	都市再生整備計画「木之本宿地区」	令和9年度以降完了	消雪管：5.89km ポンプ：—	消雪管：6.84km ポンプ：1箇所
消雪水源の更新・新設（再掲）	廣瀬地区消雪設備整備事業	長浜市雪寒対策基本計画	令和11年度以降完了	消雪管：0.61km	消雪管：1.59km
消雪水源の更新・新設（再掲）	消雪設備修繕・更新・新設事業	長浜市雪寒対策基本計画	令和11年度以降完了	井戸・ポンプ修繕：7箇所 センサー修繕：3箇所	井戸・ポンプ修繕：15箇所 センサー修繕：6箇所
雪寒基地整備（再掲）	雪寒基地整備事業	長浜市雪寒対策基本計画	令和18年度完了	木之本地区：完了	高月地区 R7～R9 虎姫地区 R10～R12 長浜地区 R13～R15 西浅井地区 R16～R18
除雪機械の更新（再掲）	除雪機械更新事業	長浜市雪寒対策基本計画	毎年度	20台更新	36台更新
メール配信サービス（防災）登録者数（再掲）	情報手段拡充事業	・長浜市地域防災計画	毎年度	R6 30,000人	R11 45,000人
地籍調査事業（換算面積）（再掲）	地籍調査事業	国土調査事業十箇年計画	毎年度	R6 0.7km ²	R11 1.4km ²

令和2年10月
令和4年 4月 (一部改正)
令和5年 3月 (一部改正)
令和6年 4月 (一部改正)
令和7年 2月 (改定)
令和7年 4月 (一部改正)
令和8年 4月 (一部改正)

長浜市